

甲賀都市計画下水道 甲賀市公共下水道の変更について

1. 都市施設の公共下水道について

都市施設とは、円滑な都市活動を支え、都市における生活の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで、必要な施設であり、交通施設（道路、交通広場）、公共空地（公園、緑地等）、供給施設（下水道、ごみ処理場等）等があります。

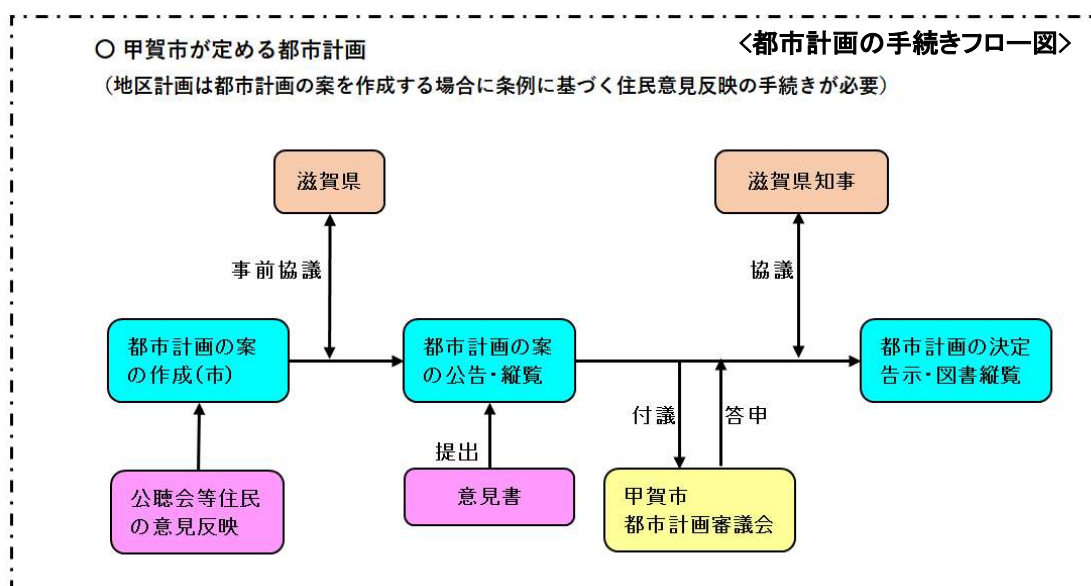
これら都市施設の位置、規模、構造等を都市計画に定めることができ、都市計画に定まることにより、着実かつ円滑に整備を行っていくことができます。

都市施設の供給施設として公共下水道（汚水・雨水）があります。そのため、市街化区域及び用途地域内の下水道事業については、都市計画事業として実施することとなり、都市計画の施設決定が必要となります。

その他の地域については、昭和50年度までは下水道事業（汚水）が実施できませんでしたが、水質の汚濁防止と生活環境の改善のため、それ以降は特定環境保全公共下水道として事業が実施できることとなりました。特定環境保全公共下水道については、都市施設に該当しないため、都市計画の施設決定は必要ありません。

2. 都市計画の手続きについて

甲賀市公共下水道については、市が定めます。下水道の変更案の公告・縦覧を行いました。意見の提出はありませんでした。今後、都市計画審議会へ付議し、変更の手続きを行っていきます。



3. 甲賀市公共下水道の変更概要について

【変更理由】

下水道事業計画の変更に合わせて、市街化区域に編入された北脇、名坂、水口、竜法師、鳥居野・大原中地域の約38haを排水区域に追加するものです。

【変更概要】

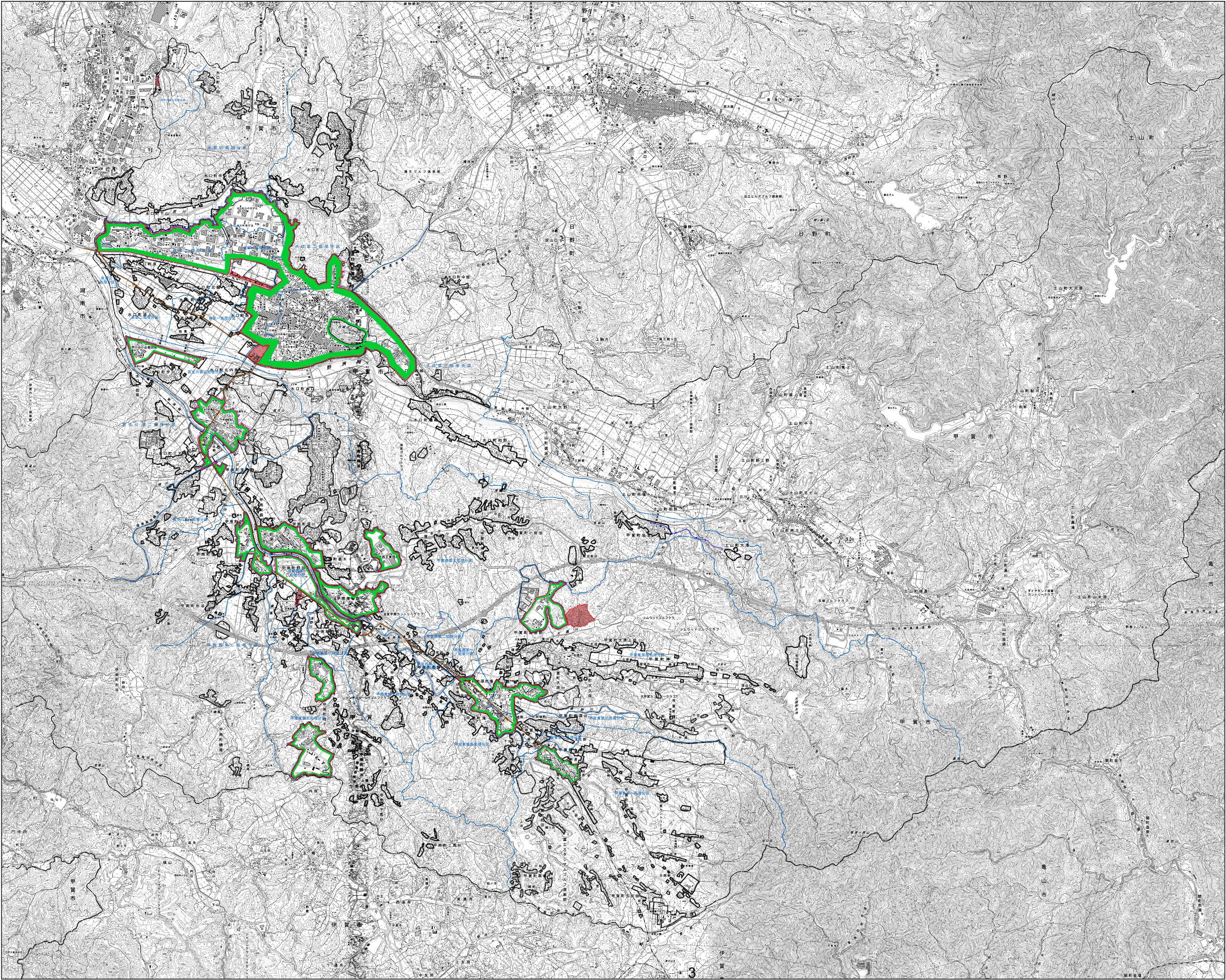
排水区域 「排水区域は、総括図表示のとおり」

名称	面積	備考
甲賀市公共下水道	汚水	
	変更前 約1,520.5ha	
	変更後 約1,558.5a	+38ha
	雨水	
	変更前 約1,520.5ha	
	変更後 約1,558.5a	+38ha

【下水道管渠】

公共下水道（汚水） 下記幹線を追加

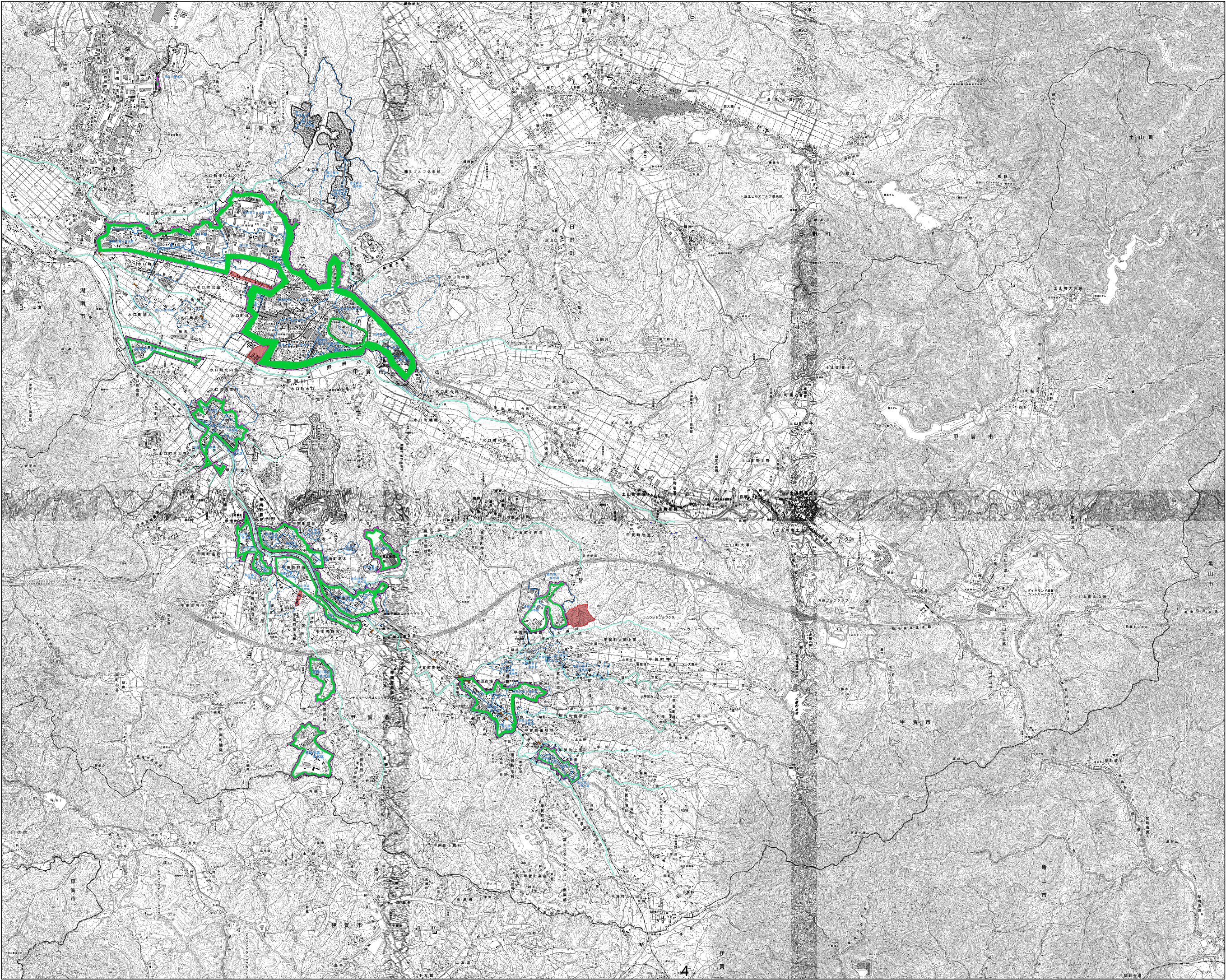
内訳	位置		備考
	起点（下流）	終点（上流）	
水口汚水幹線	水口町水口 字檜の実	水口町水口 字樋下	甲賀都市計画区域



凡 例	
	当 初 計 画
	計 画 廃 止
	計 画 追 加

凡 例	
記 号	名 称
— — — — —	行 政 区 域 界
— — — — —	市 街 化 区 域 界
— — — — —	市 街 化 調 整 区 域 界
— — — — —	処 理 区 域 界
— — — — —	処 理 分 区 界
— — — — —	流 域 幹 線 及 び 接 続 点 番 号
⊙	マンホール形式ポンプ場
— — — — —	都 市 計 画 決 定 区 域

図 番	参 - 1	縮 尺	1:25,000	
事 業 名	甲賀都市計画下水道事業 (甲賀市公共下水道事業計画)			
図 面 名	新 旧 対 照 図 (汚 水)			
調整年月日	令和 7 年 月 日			
滋賀県甲賀市				
制 図	制 図	監 査	監 査	



凡 例	
	当 初 計 画
	計 画 廃 止
	計 画 追 加

凡 例	
記 号	名 称
-----	行 政 区 域 界
-----	市 街 化 区 域 界
-----	市 街 化 調 整 区 域 界
-----	处 理 区 域 界
-----	流 入 区 域 界
-----	排 水 分 区 界
-----	雨 水 幹 線
-----	当 初 計 画 吐 口
-----	計 画 廃 止 吐 口
-----	計 画 追 加 吐 口

図 番	参 - 1	縮 尺	1:25,000	
事 業 名	琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）関連 甲賀市公共下水道事業計画			
図 面 名	新 旧 対 照 図（雨水）			
調整年月日	令和 7 年 月 日			
甲賀市上下水道部				
制 図	制 図	監 査	監 査	監 査